

はじめに（第8回迅速化検証結果の公表に当たって）

裁判の迅速化に関する法律（平成15年法律第107号。以下「迅速化法」という。）が施行されて16年が経過した。この間、最高裁判所は、同法8条1項に基づき、裁判の迅速化に係る検証（以下「迅速化検証」という。）に関する報告書を、平成17年7月から平成29年7月まで、2年ごとに7回にわたり公表した。これら各回の報告は、一連一体となって裁判の迅速化に係る総合的、客観的かつ多角的な検証の結果（迅速化法8条1項）を示すものであり、本報告書はそれに続く第8回の検証結果を公表するものである。

第8回の迅速化検証においては、後記第6回以降の検証方針に従い、統計データの分析を中心としつつ、これまでの検証結果をフォローアップする形で実施することとし、検証結果の公表に向けて、検証検討会を計4回開催した（各回における議論のテーマ等は【表】のとおりである。）。

統計データの分析については、これまでの検証と同様、地方裁判所における第一審訴訟事件及び家庭裁判所における家事事件等について、最新の統計データを用いて審理期間等の状況の検証を行い、高等裁判所における控訴審訴訟事件及び最高裁判所における上告審訴訟事件についても、併せて最新の統計データに基づく検証を行っている。

また、民事第一審訴訟事件及び家事事件について、第6回及び第7回の検証と同様に、裁判所及び弁護士会に対する実情調査を実施したほか、初の試みとして、今回の検証から、刑事通常第一審事件についても裁判所、検察庁及び弁護士会に対する実情調査を実施し、それぞれ分析を行った。主として、民事第一審訴訟事件については、争点整理における裁判所と当事者との間の双方向のコミュニケーションを通じた認識共有や、合議体による審理の活用などを、刑事通常第一審事件については、裁判員裁判における公判前整理手続の長期化要因などを、家事事件については、調停における裁判官関与の充実に関する取組の効果と課題や、人事訴訟の審理等を念頭に置いた離婚調停の運営の現状と課題などを取り上げている。

第8回報告書のポイントは、【参考】のとおりである。

なお、第1回から第5回までの検証では、それぞれその時期の最新の統計データを用いて審理期間等の状況を検証するとともに、統計データや実情調査等に基づき長期化要因を分析・検討し（第3回報告書）、それを解消するための施策を提示したほか（第4回報告書）、紛争や事件の動向に影響を与える社会的要因の分析・検証（第5回報告書）を行うなどした。こうして迅速化法の施行後10年の節目を迎え、迅速化法附則3項に基づき、政府（法務省）において「裁判の迅速化法に関する検討会」が開催されたが、そこでは、迅速化法の基本的枠組みの必要性・重要性は変わらず、最高裁判所によるこれまでの検証結果の公表の在り方は今後も維持されるべきであり、最高裁判所において検証が引き続き行われることが期待されるなどとされた。

最高裁判所は、この検討結果も踏まえた上で、引き続き迅速化検証を続けていくこととし、第6回以降の検証は、第5回までの10年の検証結果を前提に、統計データの分析を中心としつつ、これまでの検証結果をフォローアップする形で実施することとしている。

【表】 検証検討会における議論の状況

	開催年月日	意見交換の内容
第59回	平成29年10月13日	<ul style="list-style-type: none"> ・第8回検証の進め方について ・民事・刑事・家事の実情調査の実施方針について
第60回	平成30年7月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・民事・刑事・家事の実情調査（前半）の結果について
第61回	平成31年2月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・民事・刑事・家事の実情調査（後半）の結果について ・第8回検証報告書案について
第62回	令和元年5月30日	<ul style="list-style-type: none"> ・第8回検証報告書案について

第8回迅速化検証報告書のポイント

【注】特に記載しない限り、数値はH30のもの(速報値)であり、「民事訴訟」「刑事訴訟」記載の数値は地裁のものである。

民事訴訟

- 新受件数 13万8443件(H28から約1万件減少)
- 平均審理期間(過払金等事件以外) 8.8月(H28)→9.1月
- 合議率 未済事件 13.2%(H28)→15.3%
既済事件[審理期間2年超] 31.8%(H28)→34.4%

実情調査の結果等

- ◆ 争点整理における双方向のコミュニケーションを通じた認識共有
 - ・裁判所の認識等が伝わらない → 明確かつ具体的な指摘
 - ・代理人が即時に回答できない → 議論すべき事項を事前予告
ノン・コミットメントルールの活用
- ◆ 「その他の損害賠償」事件のサンプル調査を実施
 - ・典型的な事件 = 争点に関する認識共有が比較的容易
 - ・非典型的な事件 = 判断枠組が不明確、専門的知識の不足
- ◆ 合議体による審理
 - ・多角的検討・マンパワーの活用により、審理が迅速化
 - ・早期の付合議のため、付合議基準の設定・定期的な検討等の工夫

今後の課題

- ◆ 争点整理における認識共有の促進に関する問題意識の弁護士全体への浸透
- ◆ 争点整理の手法を効果的に実践する具体的な方法の検討・共有
- ◆ 付合議後の迅速な審理を実現するための取組

刑事訴訟

- 通常第一審事件全体
新受人員 6万9028人(H28から約3000人減少)
平均審理期間 3.3月
※直近10年間、3.0月前後で安定して推移
- 裁判員裁判対象事件
新受人員 1090人(H28から約10人増加)
平均審理期間 10.0月(H28)→10.1月
公判前整理手続期間
(全体) 8.2月(H28)→8.2月
(自白) 6.5月(H28)→6.1月
(否認) 10.1月(H28)→10.0月

実情調査の結果等

裁判員裁判における公判前整理手続の充実・迅速化 【長期化要因の分析】

- ◆ 事件の内容の変化
 - ・科学的・専門的知見が問題となる事件の増加
 - ・電子メールや防犯カメラ等の客観的証拠の増加
 - ・捜査段階で黙秘する事件や否認事件の増加
- ◆ 当事者の訴訟活動・裁判所の訴訟指揮
当事者の主張の在り方、裁判所の争点整理の在り方等について、法曹三者から認識を異にする様々な意見
→様々な要因が複合的に長期化に影響

今後の課題

- ◆ 事件の内容の変化は科学技術の進展や社会情勢の変化等を背景とする外在的要因であり、訴訟関係者の取組を通じた改善は容易ではない
- ◆ 法曹三者は、公判前整理手続の基本的な在り方についてより議論を深め、認識共有を図っていくことが必要

家事事件

- 新受件数 家事事件総数 106万6332件(H28から約4万4000件増加)
別表第一審判事件(成年後見関係等) 86万3916件
別表第二事件(遺産分割,子の監護等) 9万9543件
一般調停事件(離婚等) 5万5335件
- 平均審理期間 別表第二調停事件 5.8月(H28)→6.4月
一般調停事件 5.1月(H28)→5.6月

実情調査の結果等

- ◆ 調停における裁判官関与の充実
 - ・裁判官関与の充実に関する取組の趣旨は浸透
 - ・評議とそのフィードバックにホワイトボードを活用する等の工夫
 - ・弁護士の付いていない当事者との認識共有には課題も
- ◆ 人事訴訟を念頭においた離婚調停
 - ・人事訴訟を念頭に置いた離婚調停の運営は浸透しつつある
 - ・運営の具体的な在り方については裁判官と弁護士との認識が必ずしも一致していない面も

今後の課題

- ◆ 当事者の自主的紛争解決意欲を引き出す更なる取組が期待
- ◆ 効果的取組の横断的な共有が重要